

神戸市私立学校園団体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、助成金の交付に関する経費について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めのあるもののほか、神戸市内の私立の学校園が加入又は加盟し、私立学校教育の振興と充実を図るための事業を行う団体への助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(助成の対象となる団体及び事業)

第2条 この助成金の対象となる団体及び事業並びに助成金額については、予算の範囲内で市長が別途定める。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式、第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、その申請を行った者に助成金交付決定書を送付するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の規定による決定書を受領した者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、助成金交付決定書を受領した日から14日以内に、書面により市長に提出しなければならない。

2 前項規定による申請取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなか

ったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第6条 助成事業(第4条第1項による交付決定を受けた事業をいう。以下同じ)を行う者(以下「実施団体」という。)は、助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他この要綱に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の義務をもって助成事業を行わなければならない。

(助成事業の中止または廃止)

第7条 実施団体は、助成事業を中止または廃止しようとするときは、書面により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 実施団体は、助成事業を完了した場合は、すみやかに助成事業実施報告書(第3-1号様式、第3-2号様式)及び収支決算報告書を市長に提出しなければならない。

(証拠書類の整備)

第9条 実施団体は、助成事業にかかる契約書、領収書等事業を実施したことを証する書類を整備し、これらの書類を助成を受けた事業の完了から5年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第10条 市長は、助成金の執行適正を期するため必要と認めるときは、実施団体に対し報告させ、又は市長が指名する者に助成事業に関する帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができ、実施団体はこれに協力しなければならない。

2 市長は、前項の規定による調査等により、当該助成事業が助成金の決定の内容、又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、実施団体に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第7条の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、第4条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更す

ることができる。

- (1) 虚偽又は不正な方法により助成を受けたとき
- (2) 実施団体が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 実施団体が、助成事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 実施団体が、その他この要綱に違反した場合

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合においては、既に助成金が交付されているときは、実施団体に対して期限を定めて必要な額の返還を命じることができる。

(助成金の請求)

第13条 実施団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第4-1号、様式4-2号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を実施団体に支払うものとする。

(交付の時期等)

第14条 市長は、助成金の交付額の確定後、助成金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に、助成金の交付予定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、幼稚園にかかる助成についてはこども家庭局長が、小学校、中学校及び高等学校にかかる助成については教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の神戸市私立学校園団体助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に定める様式に従い提出されている助成事業実施報告書及び請求書は，この要綱による改定後の神戸市私立学校園団体助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）に定める様式に従い提出されている助成事業実施報告書及び請求書とみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧要綱に定める助成事業実施報告書及び請求書は，新要綱による助成事業実施報告書及び請求書とみなして，当分の間，なお使用することができる。